

お知らせ

Information

お知らせ

バスネット運用開始

●平成27年11月から、県内でバスネット〔パソコン、スマートフォン、携帯電話から利用できる路線バス、鉄道等の乗換案内システム（<http://www.kisaki.jp/>）〕の利用が可能となりました。既に運用している鳥取県とあわせて山陰両県のバス、鉄道等について利用できます。

●詳しくは、市ホームページまたは県交通対策課ホームページをご覧ください。

問 交通政策課（☎216819）

問 お問い合わせ先
申 お申し込み先
提 提出先
担 担当課

大規模小売店舗立地法に基づく届出書の縦覧

●大規模小売店舗立地法に基づく届出書を縦覧しています。この届出について、周辺保持の見地から、ご意見も意見を述べる事ができます。

●届出書①「仮称」ドラッグコスモス渡橋店（渡橋町）②「仮称」ドラッグストアウエルネス平田西店（平田町）③「仮称」ドン・キホーテ出雲店（姫原町）

＊③は変更届出書

●縦覧期間／①②平成28年2月12日（金）まで③平成28年2月8日（月）まで

●縦覧場所／商工労働課

問 商工労働課（☎216572）

除雪作業にご協力を

●県及び市では、県・市管理道路の冬季の安全な道路交通を確保するため、除雪作業などを行います。作業が速やかにできるように、次のことにご協力ください。

▽道路や待避所に自動車の駐車、自転車の放置をしないでください。

▽雪で倒れるおそれのある立竹木は、事前に、所有者で伐採をお願いします。

▽作業中の除雪車に注意し、一

にわとり等を飼養されている皆さんへ ～高病原性鳥インフルエンザに関する注意喚起～

今冬も渡り鳥の飛来シーズンに入りました。

鳥根県では昨年11月に野鳥の糞便から高病原性鳥インフルエンザウイルスが分離され、また、山口県、岡山県などの養鶏農家では、年末年始にかけ高病原性鳥インフルエンザが発生しました。

近隣諸国では本病が継続発生しており、今シーズンも県内への本病ウイルスの侵入が懸念される状況ですので、次の事項に特にご注意ください。

なお、飼育されている家きんでの異状発見の際には、出雲家畜保健衛生所に速やかにご連絡ください。

※「家きん」とは、鶏、あひる、うすら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥です。

※アイガモ、フランスガモは、「あひる」に分類されます。

1. 鳥小屋への野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
2. 鳥小屋に出入りする際の手洗い及び靴の消毒
3. 飼養している鳥の状態のこまめな観察、異状発見時の家畜保健衛生所への通報

おたすね／出雲家畜保健衛生所（☎43-7900）
鳥根県農林水産部畜産課（☎0852-22-6951）

般車両は徐行をお願いします。
路面凍結が多発する場所には凍結防止剤を配置しますの
で、必要に応じてご使用く
ださい。

問 道路河川維持課（☎216098）または各支所道路
担当課、出雲県土整備事務所
（☎305716）

2016年版鳥根県民手帳
「2016年版県民手帳」を
販売しています。購入を希望
される方は、市役所本庁1階
売店・3階総務課または各支
所地域振興課／市民サービス
課でお買い求めください。
価格／1冊550円

問 総務課（☎216301）

市長とふれあいトーク ～わたしの政策提案目～

- と き／12月21日（月）13時30分～16時
- ところ／市役所本庁 会議室
- 申込受付期間／12月14日（月）まで
- 対 象／市内に住所または勤務地がある個人またはグループ（5人以内）
- 時 間／1人（グループ）30分以内
- 広報情報課まで電話で要申込

※「市長とふれあいトーク」は市民の皆さんとの情報交換の場であり、陳情・要望・苦情等の直接交渉の場ではありませんのでご理解ください。

おたすね／広報情報課 ☎21-8578

～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～

12月4日(金)～10日(木)
は人権週間

1948年(昭和23年)12月10日の国連総会で世界人権宣言が採択されました。
国連では毎年12月10日を「人権デー」と定め、加盟国に対して、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請しています。

わが国では、世界人権宣言が採択された翌年の1949年(昭和24年)から、毎年12月10日を最終日とする1週間を「人権週間」としています。今年度は、次の強調事項を掲げて、広く人権意識の高揚を呼びかけています。

第28回隣保館まつり 人権標語特選作品

- しっばいは だれにもあるよ わらわない
塩冶小学校2年 陶山 南さん
- ぼくはしない かん係ないふり 見ないふり
田儀小学校3年 高田 蒼空さん
- やめたいな 人につられて やる自分
塩冶小学校5年 石原 綾乃さん
- もうやめる 周りの空気に 合わせるの
第二中学校1年 福田 あいりさん
- 語り合い 親子でみがく 人権感覚
今市町 日下 留美さん

- ◎女性の人権を守ろう
- ◎子どもの人権を守ろう
- ◎高齢者を大切にすることを育てよう
- ◎障がいのある人の自立と社会参加を進めよう
- ◎同和問題に関する偏見や差別をなくそう
- ◎アイヌの人々に対する理解を深めよう
- ◎外国人の人権を尊重しよう
- ◎HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう
- ◎刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- ◎犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- ◎インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
- ◎北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ◎ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- ◎性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう
- ◎性同一性障がいを理由とする偏見や差別をなくそう
- ◎人身取引をなくそう
- ◎東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

●おたすね／人権同和政策課 ☎22-7506

平成27年度

社会を明るくする運動標語 入選作品

【小学生の部】応募数496作品

最優秀賞

- 思いやり みんなの心の まん中に
西野小学校3年 足立 龍斗さん
- あいさつは 心をつなぐ タスキだね
今市小学校2年 近藤 颯太さん
- にっこりと えがおであいさつ うれしいな
大津小学校1年 石橋 花望さん

【中学生の部】応募数464作品

最優秀賞

- 「ありがとう」 言われて気付く あたたかさ
浜山中学校2年 荒木 愛尋さん
- 振り返ろう 自分の行動 相手の気持ち
浜山中学校3年 高橋 里菜さん
- LINEより 直接かわそう 心の声
斐川西中学校1年 伊原 弦希さん

主催：出雲市青少年育成市民会議・出雲地区保護司会
おたすね／出雲市青少年育成市民会議事務局
青少年育成室 ☎21-6297

すべての事業主の皆さんへ

平成28年4月1日から雇用の分野での障がい者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となります。

- ・募集、採用、賃金、配置、昇進などの雇用に関するあらゆる局面で、障がい者であることを理由とする差別が禁止されます。
- ・事業主は、障がい者の雇用のあらゆる局面で、過重な負担にならない範囲で合理的配慮の措置を講ずる必要があります。どのような措置を講ずるかについては、障がい者と事業主でよく話し合った上で決める必要があります。

詳しくは、島根労働局職業対策課までお問い合わせください。

おたすね／島根労働局職業対策課
☎0852-20-7022

平成27年10月4日改定
島根県最低賃金
時間額696円

おたすね／出雲労働基準監督署 ☎21-1240